

那覇市公告第 551 号

下記事業について沖縄県知事が土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条に基づき事業認定（平成 30 年 2 月 5 日付け沖縄県公報告示第 43 号）をし、法第 26 条の 2 第 1 項により沖縄県知事から通知を受けたので、法第 26 条の 2 第 2 項の規定により起業地を表示する図面を公衆の縦覧に供するため、下記のとおり公告する。

平成 31 年 2 月 6 日

那覇市長 城間 幹子



- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇市新文化芸術発信拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 おきなわけん なはし くもじ 沖縄県那覇市久茂地三丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 市民文化部文化振興課（那覇市役所本庁 9 階）
- 5 縦覧期間
公告の日から事業の認定が効力を失う日または土地等の取得が完了した旨の県知事からの通知を受ける日まで

(注) 「事業の認定が効力を失う日」とは、別表記載事由の発生した日のことである。

別表

区分	縦覧終了事由	終了日	終了する部分	関係条文
1	事業の認定の告示があった日（収用又は使用の手続を保留した起業地については、手続開始の告示があった日）から1年以内に収用又は使用の裁決の申請がないとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第1項（第34条の5）
2	事業の認定の告示があった日から4年以内に明渡裁決の申し立てがないとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第2項
3	収用又は使用の手続を保留した起業地について事業の認定の告示あった日から3年以内に手続の開始の申し立てがないとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第34条の6
4	事業の全部又は一部の廃止又は変更があったことを都道府県知事が告示したとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第30条第4項
5	起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得したことを都道府県知事が通知したとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第30条の2（法第30条第2項）